

著作者人格権の不行使について

著作者人格権の不行使とは

設計図書を、情報保管・管理する為に一部のみを取り出してデータ化したり、プライバシー保護の程度が高い部分を削除することについては、設計図書に関する設計者の同一性保持権（著作者人格権）を侵害しないものと考えられます。しかしながら、設計者とのトラブルを未然に防止する意味からも、著作者である設計者から「著作者人格権不行使の合意」をとっておくほうが望ましいと考えます。

著作者人格権の不行使の確認 にチェックをしてください。

- ① 設計者から書類等を受理した際に、「著作者・人格権」についての説明または書面等を受け取りましたか？
説明を受けた 書面等を受け取った 説明は受けていない よく覚えていない
- ② 著作権者へ情報サービス機関より、「著作者人格権不行使の合意」の通達を1社あたり500円で行っています。通達書面をご確認の上、住宅所有者様の意思をお教えてください。
通達してほしい 通達はしなくてよい

「著作者人格権不行使の合意ご確認」の通達をご希望の場合

- 「著作者人格権不行使の合意」を設計者に通達する場合、以下の書類をお送りします。
 ・著作者人格権不行使の合意のお願い ・本書 ・蓄積される書類リスト（写） ・情報サービス機関の案内
- 設計者に通達し、1週間の返答期間を設けています。設計者から何ら回答がない場合は、著作者人格権不行使の合意に該当する書類等はないと判断され、住宅履歴情報として取扱いされます。
- 著作権者人格権不行使の合意のご確認についての、設計者からの質問は、情報サービス機関に届きます。
 ただし、住宅所有者様へ設計者から連絡があった場合は、「著作者人格権不行使の合意」をご確認ください。

通達が必要な設計者

設計者名：	_____
設計者の住所：	_____
設計者連絡先：TEL	FAX _____

設計者名：	_____
設計者の住所：	_____
設計者連絡先：TEL	FAX _____

著作者人格権の不行使に関する内容を確認しました。

住宅所有者氏名： _____ 